

第 4 1 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉部」を「健康福祉部、こども未来部」に改める。

第 2 条中

「健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 高齢者対策及び介護保険に関すること。
- (3) 保険衛生及び医療に関すること。
- (4) 少子化対策及び子育て支援に関すること。 」

を

「健康福祉部

- (1) 社会福祉（児童福祉を除く。）に関する事。
- (2) 高齢者対策及び介護保険に関する事。
- (3) 保健衛生及び医療に関する事。

こども未来部

- (1) 児童福祉に関する事。
- (2) 少子化対策及び子育て支援に関する事。

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（亀岡市子ども・子育て会議条例の一部改正）
- 2 亀岡市子ども・子育て会議条例（平成25年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第7条中「健康福祉部」を「こども未来部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 子どもの権利条例をはじめとするこどもの未来に向けた各施策を一層推進するため、「こども未来部」を新たに設置し、部及び分掌事務の一部について再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。